

徳島県病院局管理規程第五号

徳島県病院局会計年度任用職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年三月十九日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

徳島県病院局会計年度任用職員給与規程の一部を改正する規程

徳島県病院局会計年度任用職員給与規程（令和二年徳島県病院局管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

附則第五項第三号中「管理者が別に定めるもの」を「管理者が別に定めるもの（次号に掲げるものを除く。）」に改め、同号の次に次の一号を加える。

四 看護補助業務に専ら従事する職員で管理者が別に定めるもの 五千八百円

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の徳島県病院局会計年度任用職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、令和六年二月一日から適用する。
- 3 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の徳島県病院局会計年度任用職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。